

北九州市
建設工事
総合評価落札方式
ガイドライン

技術監理局 技術支援課

2025年
10月

目 次

1	はじめに.....	2
2	総合評価落札方式の概要.....	3
	(1) 総合評価落札方式とは.....	3
	(2) 総合評価落札方式のメリット.....	3
3	総合評価落札方式の流れ.....	4
	(1) 概要.....	4
	(2) 各段階における作業等.....	5
4	落札者決定基準.....	6
5	落札者決定基準の決定.....	7
	(1) 総合評価落札方式の対象となる工種.....	7
	(2) 総合評価落札方式の適用.....	8
	(3) 総合評価落札方式の評価タイプ.....	9
	(4) 評価項目・配点.....	10
	(5) 評価基準.....	14
6	入札公告（落札者決定基準の公表）.....	25
7	技術資料の作成と提出.....	26
8	技術資料の審査と技術評価点の決定.....	27
9	評価値の算出.....	28
	(1) 評価値の算出方法.....	28
	(2) 評価値の算出例（標準型・簡易型の場合）.....	29
10	落札者の決定・公表.....	30
	(1) 落札者の決定.....	30
	(2) 入札結果の公表.....	30
11	配置予定技術者を配置できない場合.....	31
	(1) 基本事項.....	31
	(2) 配置予定技術者を配置できない場合の手続き.....	31
	(3) 届出を行わず落札者となった場合.....	31
12	技術提案の履行確認.....	32
	(1) 評価項目の履行義務について.....	32
	(2) 評価項目の不履行について.....	33
13	技術提案内容の保護.....	34

1 はじめに

価格競争の激化や、低入札工事に起因する不良工事の発生等により、公共工事の品質の低下の懸念が高まる中で、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行されました。

本市では、この品確法の基本理念を具現化する手法の一つとして、価格に加えて、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」による入札方式を平成18年度から導入いたしました。

総合評価落札方式を適用した工事は、企業の施工能力のほか、優秀な技術者が配置されることなどから、工事成績評定点も高く、工事の品質も向上しています。また、総合評価落札方式の導入以降、全ての工事において、工事成績評定点の平均点が高くなるなど、工事品質確保の面で一定の効果が表れています。

このような、総合評価落札方式の成果等を踏まえ、適用工種の拡大や評価項目の追加等の見直しを適宜行ってまいりました。

今後もこの制度を継続的に実施するとともに、建設業を取り巻く環境の変化に対応するため、働き方改革の推進や生産性向上への取り組みなどへ繋がる制度の充実を図っていきたいと考えています。

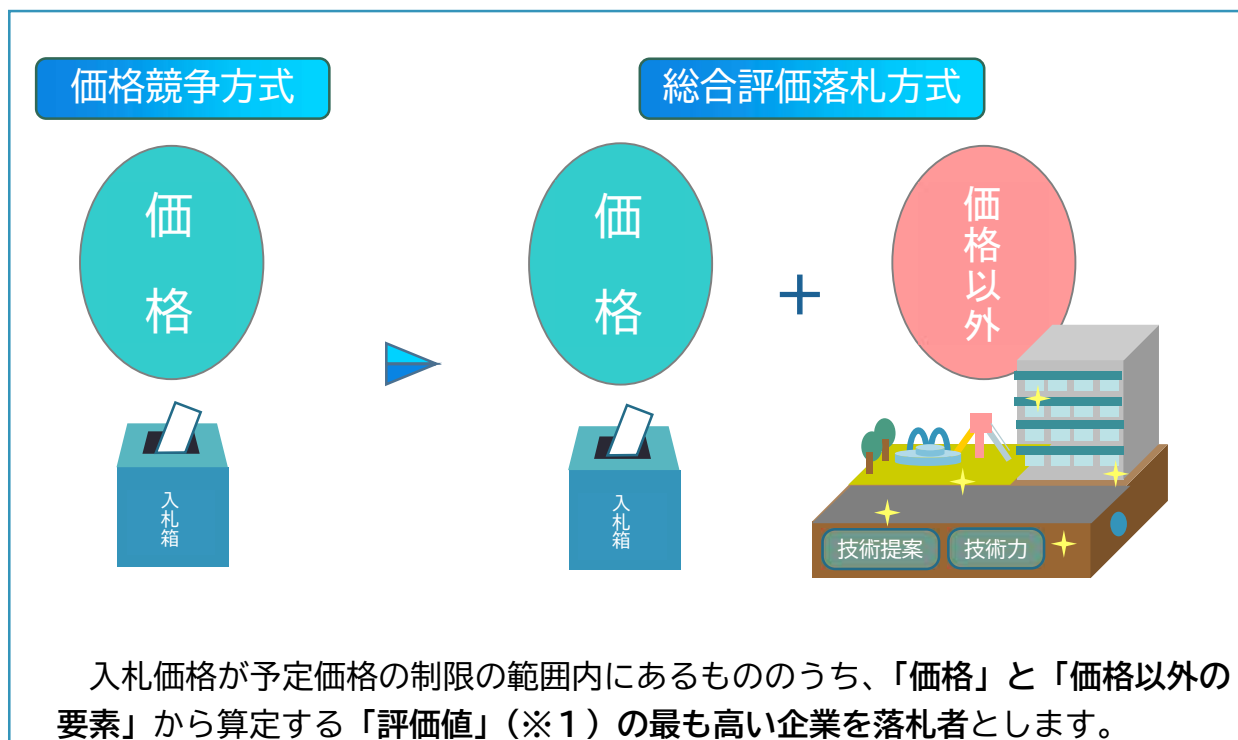
このガイドラインは、本市が発注する工事における総合評価落札方式に関する基本的事項を取りまとめたものです。

今後とも、本市の総合評価落札方式の取り組みにご理解をいただき、品質の高い工事を実現するために、ご協力をお願いいたします。

2 総合評価落札方式の概要

(1) 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、「価格」だけでなく、「価格以外の要素」（技術提案や技術力等）を含めて評価して、落札者を決定する入札方式のことです。



※1 P28～29 「9 評価値の算出」参照

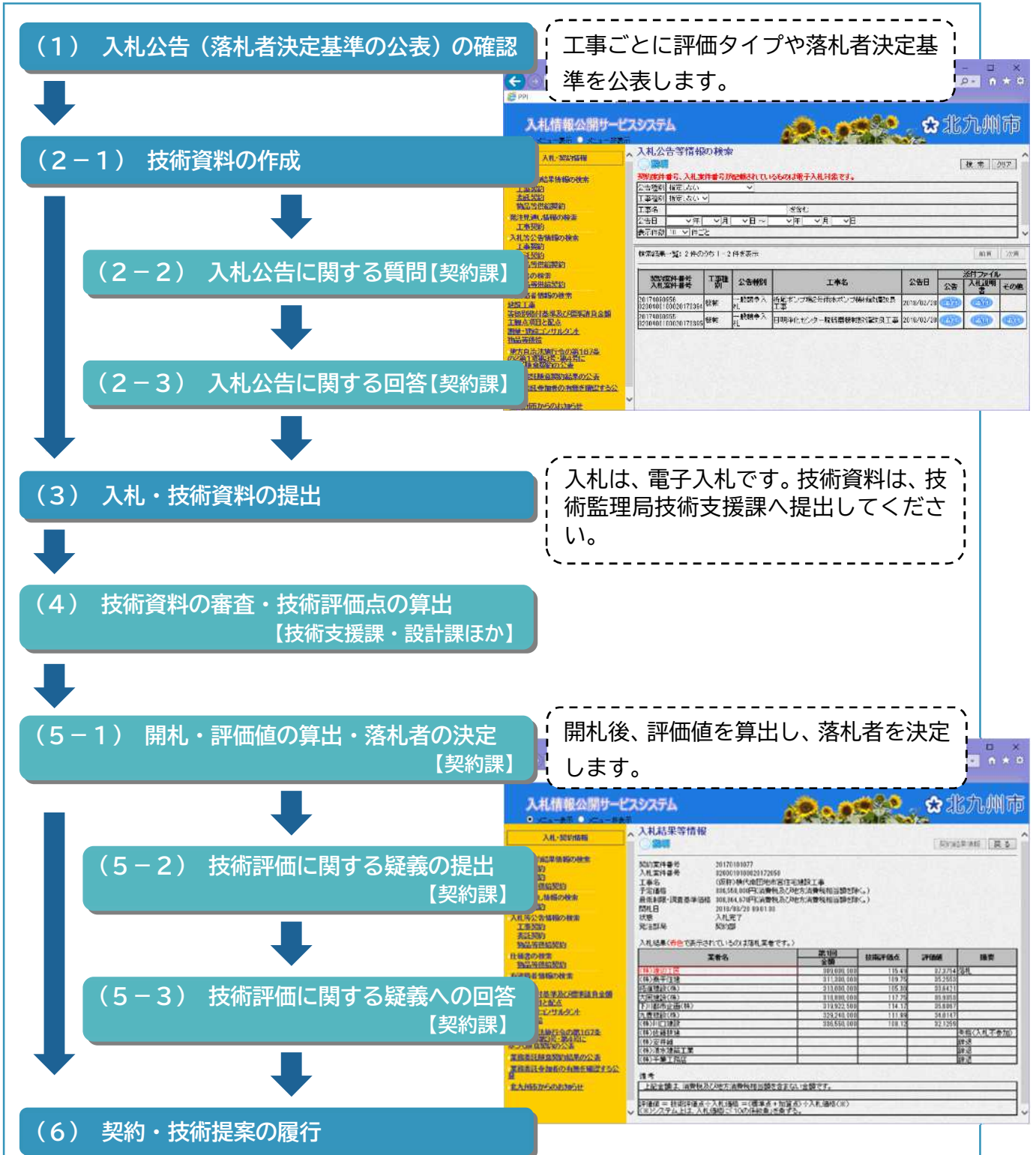
(2) 総合評価落札方式のメリット

- ① 「価格」に加えて、「価格以外の要素」も総合的に評価して落札者を決定することにより、工事の品質の確保が期待できます。
- ② 「価格」と「価格以外の要素」の二つの基準で落札者を決定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ③ 技術提案や技術力等を審査することにより、入札参加者の技術力向上への意欲が高まることが期待できます。
等のメリットがあります。

3 総合評価落札方式の流れ

(1) 概要

本市の一般競争入札における総合評価落札方式の標準的な流れは、次のとおりです。



※ 指名競争入札の場合、「(1) 入札公告（落札者決定基準の公表）の確認」に変わって、指名通知時に落札者決定基準を通知します。

(2) 各段階における作業等

総合評価落札方式の標準的な流れのうち、各段階の説明は、次のとおりです。

(1) 入札公告（落札者決定基準の公表）の確認

↓
技術監理局契約部のホームページにて、①公告、②入札説明書、③「『〇〇工事』に係る技術資料の提出について」、④「技術資料」提出様式、の4つの資料をダウンロードします。

(2-1) 技術資料の作成

↓
③「『〇〇工事』に係る技術資料の提出について」を参考にし、④「技術資料」を作成します。

(2-2) 入札公告に関する質問【契約課】

(2-3) 入札公告に関する回答【契約課】

(3) 入札・技術資料の提出

↓
入札は、電子入札です。技術資料は、技術支援課へ提出してください。

(4) 技術資料の審査・技術評価点の算出 【技術支援課・設計課ほか】

↓
入札参加者から提出された技術資料を、入札公告時に公表した基準により審査し、技術評価点を算出します。

(5-1) 開札・評価値の算出・落札者の決定【契約課】

↓
開札後、技術評価点と入札価格により評価値を算出し、落札者を決定します。

(5-2) 技術評価に関する疑義の受付【契約課】



(5-3) 技術評価に関する疑義への回答【契約課】



(6) 契約・技術提案の履行

4 落札者決定基準

総合評価落札方式を適用する工事については、工事の規模や難易度・特性に応じて、評価タイプや評価項目等の「落札者決定基準」を設定します。

「落札者決定基準」の設定にあたっては、品確法や地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

中立の立場にある学識経験者に意見聴取を行うことで、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な総合評価落札方式の実施に努めています。

※ 「落札者決定基準」の前提となる、総合評価落札方式の適用、評価タイプや評価項目の種類等（総合評価落札方式の実施方針）についても、あらかじめ学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

「落札者決定基準」の決定までの流れ

「総合評価落札方式の実施方針」の決定

- ・ 総合評価落札方式の適用
- ・ 評価タイプの種類
- ・ 評価項目の種類
- ・ 評価項目の配点
- ・ 評価項目の評価基準 等

学識経験者の
意見聴取

総合評価落札方式の実施

個別工事ごとの「落札者決定基準」の決定

- ・ 評価タイプの選定
- ・ 評価項目の設定
- ・ 同種工事の要件の設定
- ・ 技術提案を求める事項の設定 等

学識経験者の
意見聴取

5 落札者決定基準の決定

(1) 総合評価落札方式の対象となる工種

適用対象となる建設工事の種類（以下、工種）は、次の30工種全てとなります。

工 種		
●土木	●港湾	●建築
●大工	●左官	●とび・土工・コンクリート
●石	●屋根	●電気
●管	●タイル・れんが・ブロック	●舗装
●鋼構造物	●鉄筋	●ガラス
●しゅんせつ	●板金	●内装仕上
●塗装	●防水	●電気通信
●機械器具設置	●熱絶縁	●建具
●造園	●さく井	●清掃施設
●水道施設	●消防施設	
●解体		
		30工種

(2) 総合評価落札方式の適用

「総合評価落札方式適用選定委員会」において、以下の工事を対象に審議を行い、決定します。

- ① 予定価格が概ね1億円以上（税込）の工事
- ② 予定価格が概ね1億円未満（税込）の工事で、工事箇所の周辺環境、工事の難易度等から、総合評価落札方式の活用が必要と考慮される工事
- ③ 予定価格が概ね1億円（税込）となる可能性のある工事

審議に際しては、以下の適用例を参考に工事の規模や難易度・特性を踏まえて、総合的に判断します。

適用例（参考）	
(1)	原則として適用する工事
	① WTO対象工事
	② 契約に関して議会の議決を必要とする工事（企業会計：同規模工事）
(2)	適用を判断する工事
	① 高度な技術を必要とする工事
	② 周辺環境等への配慮を必要とする工事
	③ 適正な施工計画や品質確保等への配慮を必要とする工事
	④ その他 個々の要因から適用による効果が見込まれる工事

(3) 総合評価落札方式の評価タイプ

工事の規模や難易度・特性に応じて、①簡易型、②標準型、③WT0型のいずれかの評価タイプを適用します。

評価タイプごとの適用の考え方は、次のとおりです。

【評価タイプ】

評価タイプ	適用の考え方
① 簡易型	総合評価落札方式を行うことが適当と判断される工事のうち、施工計画についての所見を求め(※)評価するもの。 ----- ・ 施工計画（安全管理、工程管理、品質管理、周辺環境対策等）についての所見を求め(※)評価し落札者を決定することが、工事の品質確保を図る上で有効なもの
② 標準型	工事の難易度が高く、施工計画についての所見や、施工上の工夫等技術提案を求め評価するもの。 ----- ・ 工事の難易度が高く、施工計画についての所見や、施工上の工夫等技術提案を求め評価し落札者を決定することが、工事の品質確保を図る上で有効なもの
③ WT0型	・ WT0の対象工事（政府調達協定）

※ 簡易型のうち、技術的な工夫の余地が小さく、過去の施工実績を評価することで工事の品質確保を図ることができる工事において、令和7年度から特別簡易型を試行します。

特別簡易型では、施工計画についての所見を求めず、工事成績や同種工事の施工実績等から施工業者の技術的能力を評価します。

(4) 評価項目・配点

評価タイプごとの評価項目・配点は、P. 11～14の表を基本としますが、工事内容や対象予定業者によっては、評価対象としない項目があります。

評価区分	評価項目	必須:○ 選択:△	評価タイプ別 配点		
			簡易型	標準型	WT0型
技術提案 の評価	① 施工計画	○	2～(※)	6～	6～
	② 特定テーマ	○		4～	6～
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2	2
		④ 過去の同種工事实績	○	1	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1	1
	配置予定技術者の技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3	3
	⑨ 過去の同種工事实績	○	2	2	
建設 確保業 の 育成材 の	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	1.5	1.5
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	0.5	
	⑫ 有資格者の長期雇用	○	0.5	0.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	1	1	
	⑭ 生産性向上等(ICT活用・CCUS登録等)	○	0.5	0.5	
地元 貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	1	
	⑯ 本店・主たる営業所の所在地	○	1	1	
	⑰ JV構成員としての地元企業参加	○			1
	⑱ 資材等の調達【★市外大手企業参加の場合】	★	(0.5)	(0.5)	0.5
市の 施策への 協力	⑲ 電子契約の活用	○	0.5	0.5	
	⑳ 北九州 SDGs 登録制度の登録	△	各0.5点 上限2点 【※最大 4項目 まで 選択可】	各0.5点 上限2点 【※最大 4項目 まで 選択可】	
	㉑ 障害者・難病患者の雇用状況	△			
	㉒ 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み	△			
	㉓ 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況	△			
	㉔ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△			
	㉕ 環境負荷軽減 (ISO14001、I7アクション21他)	△			
	㉖ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△			
	㉗ その他北九州市の施策への協力	△			
その他	㉘ 総合評価落札方式の受注件数	○			
	㉙ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数		
合 計			23.0～ (21.0～)	31.0～	19.0～

※ 特別簡易型(試行)は施工計画なし。

① 簡易型

評価区分		評価項目	必須：○ 選択：△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	2～(※)
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
		⑨ 過去の同種工事实績	○	2
	建設業 の 人材の 育成	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5
		⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5
⑫ 有資格者の長期雇用		○	0.5	
⑬ 若年者雇用の新規・継続		○	1	
⑭ 生産性向上等(ICT活用・CCUS登録等)		○	0.5	
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	
	⑯ 本店・主たる営業所の所在地	○	1	
	⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	(0.5)	
市の 施策 への 協力	⑱ 電子契約の活用	○	0.5	
	⑲ 北九州 SDGs 登録制度の登録	△	各0.5点 上限2点 【※最大 4項目 まで 選択可】	
	⑲ 障害者・難病患者の雇用状況	△		
	⑲ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△		
	⑲ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△		
	⑲ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△		
	⑲ 環境負荷軽減 (ISO14001、I2アクション21他)	△		
	⑲ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△		
	⑲ その他北九州市の施策への協力	△		
その他	⑲ 総合評価落札方式の受注件数	○		2
	⑲ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数	
合計				23.0～ (21.0～)

※ 特別簡易型(試行)は施工計画なし。

② 標準型

評価区分		評価項目	必須：○ 選択：△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	6～
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	4～
技術力の 評価	企業の 技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
		⑨ 過去の同種工事实績	○	2
建設業の 人材の 育成		⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5
		⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5
		⑫ 有資格者の長期雇用	○	0.5
		⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	1
		⑭ 生産性向上等(ICT活用・CCUS登録等)	○	0.5
地元 貢献		⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1
		⑯ 本店・主たる営業所の所在地	○	1
		⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	(0.5)
市の 施策への 協力		⑲ 電子契約の活用	○	0.5
		⑳ 北九州 SDGs 登録制度の登録	△	各0.5点 上限2点 ※最大 4項目 まで 選択可
		㉑ 障害者・難病患者の雇用状況	△	
		㉒ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△	
		㉓ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△	
		㉔ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△	
		㉕ 環境負荷軽減 (ISO14001、I3アクション21他)	△	
		㉖ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△	
	㉗ その他北九州市の施策への協力	△		
その他		㉘ 総合評価落札方式の受注件数	○	2
		㉙ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数
合計				31.0～

③ WTO型

評価区分		評価項目	必須：○ 選択：△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	6～
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	6～
技術力の 評価	企業の 技術力	④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑨ 過去の同種工事实績	○	2
建設業の人材の 確保・育成		⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5
地元貢献		⑰ JV構成員としての地元企業参加	○	1
		⑱ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	0.5
合 計				19.0～

(5) 評価基準

各評価項目における「評価内容」および「評価基準」については、次の表を基本として、工事ごとに細部の要件を設定します。

評価区	評価分	評価項目	評価内容	評価基準
技術提案の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	施工計画の提案の的確性 【施工計画】 (1) 安全管理 (2) 周辺環境対策 (3) 品質管理 (4) 工程管理 (5) その他（生産性の向上等）	1項目につき、現場条件や施工方法等を考慮し、対策等が ① 優れている場合=2点 ② 有効ではあるが、履行の具体性や実現性が不明確等の場合=1点
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	特定テーマについての提案の的確性	1項目につき、現場条件や施工方法等を考慮し、対策等が ① 的確な提案がなされている場合=2点 ② 有効ではあるが、履行の具体性や実現性が不明確等の場合=1点

※ 本工事の特性（現場条件や施工方法等）が考慮されていない場合は評価対象外とする。

※ 実施状況が施工中に確認できない事項は評価対象外とする。

※ 他の提案内容と重複している場合は評価対象外とする。

※ 「安全ポケットブック（福岡建設労務安全研究会）」に掲載された基準と同等の提案は評価対象外とする。

※ 技術提案については、会社名を伏せて評価を行うため、自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、会社名が特定出来る内容は記載しないこと。

評 価 区 分	評 価 項 目	評 価 内 容	評 価 基 準
技術力の評価 企業の技術力	③ 過去の工事成績(企業)	過去5年(※1)の本市・北九州市立病院機構発注(※2)の工事における、工事成績評定の点数に応じて加点(2件)	工事1件につき、 ① 評定点 80 点以上=1 点 ② 評定点 77 点以上 80 点未満=0.75 点 ③ 評定点 74 点以上 77 点未満=0.5 点 ④ 評定点 70 点以上 74 点未満=0.25 点
	④ 過去の同種工事実績(企業)	過去5年(※1)の本市・北九州市立病院機構発注(※2)の同種工事における、工事経験の有無に応じて加点(1件)	同種工事の工事経験がある場合=1点
	⑤ ISO9001の認証	ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証取得の有無	本市と契約を締結する事業所が、ISO9001の認証を取得している場合=1点
	⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無	建設業労働災害防止協会に加入している場合=0.5点
	⑦ 安全対策優秀表彰の実績	過去5年の北九州市発注工事における安全対策優秀表彰の実績の有無(※3)	表彰実績がある場合=1点(※4)

※1 該当工事が少ない場合「過去10年」に変更できるものとする。

※2 工事内容によっては評価対象発注機関を北九州市・北九州市立病院機構以外に求めることができるものとする。

※3 当該工事と同一工種のみとする。

※4 公衆損害事故や工事関係者事故に伴う「指名停止」「文書警告」の措置を受けた企業は、その通知日以前に受けた表彰(「文書警告」の場合は当該工事と同一工種のみ)は申請できない。

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
技術力の評価	配置予定技術者の技術力(※1)		
	⑧ 過去の工事成績(配置予定技術者)	主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、又は現場代理人として従事した(※2)、過去10年の本市・北九州市立病院機構・旧北九州市道路公社発注(※3)の工事における、工事成績評定の点数に応じて加点(3件)	工事1件につき、 ① 評定点80点以上=1点 ② 評定点77点以上 80点未満=0.75点 ③ 評定点74点以上 77点未満=0.5点 ④ 評定点70点以上 74点未満=0.25点
	⑨ 過去の同種工事实績(配置予定技術者)	主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、又は現場代理人として従事した(※2)、過去10年の本市・北九州市立病院機構・旧北九州市道路公社発注(※3)の同種工事における、工事経験の有無に応じて加点(2件)	工事1件につき、同種工事の工事経験がある場合=1点

※1 別途総合評価落札方式で受注した工事において、真にやむを得ない理由で配置予定技術者の変更等が行われた場合、その工事期間中は、その工事で配置される予定であった技術者は申請できない。

※2 工期の1/2を超える期間従事した者に限る。

※3 工事内容によっては評価対象発注機関を北九州市・北九州市立病院機構・旧北九州市道路公社以外に求めることができるものとする。

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	若手技術者・女性技術者の専任配置の有無(※1)	次のいずれかの要件を満たす場合=1.5点 ① 現場代理人又は担当技術者として、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、35歳以下の若手技術者を専任配置する場合 ② 現場代理人又は担当技術者として、女性技術者を専任配置する場合
	⑪ 技術者の新規資格取得	雇用している技術者が新たに資格(別表1、2)を取得した場合	① 雇用している技術者が、令和5(2023)年4月1日以降に次頁別表1の資格を取得した場合=0.5点 ② 上記の条件を満たしておらず、雇用している技術者が、令和5(2023)年4月1日以降に次頁別表2の資格を取得した場合=0.1点

※1 若手技術者・女性技術者の配置を行う場合には、CORINS(コリンズ)に登録すること。なお、別途総合評価落札方式で受注した工事において、若手技術者・女性技術者の項目が評価されたものの、離脱した状態が継続している場合、評価された技術者は本項目及び『⑧ 過去の工事成績(配置予定技術者)』『⑨ 過去の同種工事成績(配置予定技術者)』に申請できない。また、当該項目に申請する若手技術者及び女性技術者については、『⑧過去の工事成績(配置予定技術者)』『⑨過去の同種工事成績(配置予定技術者)』にあげる配置予定技術者と重複することができない。

別表1 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.5点加点対象）

評価対象資格
1級建設機械施工管理技士
1級土木施工管理技士
1級建築施工管理技士
1級電気工事施工管理技士
1級電気通信工事施工管理技士
1級管工事施工管理技士
1級造園施工管理技士
1級建築士
技術士
1級舗装施工管理技術者 [※]

※ 当該工事の工種が「舗装」の場合に限る

別表2 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.1点加点対象）

評価対象資格
2級建設機械施工管理技士
2級土木施工管理技士
2級建築施工管理技士
2級電気工事施工管理技士
2級電気通信工事施工管理技士
2級管工事施工管理技士
2級造園施工管理技士
2級建築士
技術士補
2級舗装施工管理技術者 [※]

※ 当該工事の工種が「舗装」の場合に限る

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑫ 有資格者の長期雇用	当該工種に必要な監理技術者証を長期間保有し、かつ、長期に雇用されている技術者がいる場合	<p>競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、以下の2つの要件を満たす技術者を雇用している場合=0.5点</p> <p>① 当該工事に必要な監理技術者証の保有期間が10年以上の場合</p> <p>② 現在雇用されている企業の在籍期間が継続10年以上の場合</p>
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	<p>「若年者の新規雇用の有無」</p> <p>又は</p> <p>「若年者の継続雇用の有無」</p>	<p>① 令和5(2023)年4月1日以降に若年者(40歳以下)を新規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日、その在籍期間が3ヶ月間以上である場合 新規雇用人数が1名以上の場合=1点</p> <p>② 競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、継続雇用している若年者(40歳以下)の在籍期間が3年以上である場合 継続雇用人数が1名以上の場合=0.5点</p> <p>※ 重複して加点は行わない</p>

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑭ 生産性向上等 (ICT活用・CCUS登録等)	「ICT活用の実績の有無」 又は 「建設キャリアアップシステム (CCUS) の事業者登録の有無」 又は 「週休2日工事実績の有無」 (※3)	① 当該工種で ICT 活用工事を全項目 (※1) 実施 = 0.5 点 ② 当該工種で ICT 活用工事を3項目 (※1 の②④⑤) 以上実施 = 0.1 点 ③ 建設キャリアアップシステム (CCUS) に事業者登録している = 0.1 点 ④ 週休2日工事 (4週8休) を実施 (※2) したことがある = 0.1 点 ※ 重複して加点は行わない
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	本市との応急防災措置等に関する協定の有無	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している場合、もしくは締結している団体に加入している場合 = 1 点
	⑯ 本店・主たる営業所の所在地	本店、主たる営業所が本市内にあるか否か	本市の有資格者名簿に記載されている住所が本市内の場合 = 1 点
	⑰ JV 構成員としての地元企業参加	JV 構成員としての地元企業の参加の有無	本市の有資格者名簿に記載されている住所が本市内の JV 構成員が参加する場合 = 1 点
	⑱ 資材等の調達 (※ 市外大手企業参加の場合)	指定資材又は指定機器類を市内材料業者から調達するか否か	指定資材又は指定機器類について市内材料業者からすべて調達する場合 = 0.5 点
市の施策への協力	⑲ 電子契約の活用	「電子契約の実績の有無」 又は 「電子契約サービス事業者と契約の有無」	① 本市と電子契約を締結した実績がある場合 = 0.5 点 ② 本市が協定を締結した電子契約サービス事業者と契約をしている場合 = 0.1 点 ※ 重複して加点は行わない

※1 ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、
④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品。

※2 令和6(2024)年3月31日以前に契約した工事のみを対象とする。

※3 評価は、2025年度(令和7年度)末で終了とする。

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
市の施策への協力 【★上限2点 最大4項目】	⑳ 北九州SDGs登録制度の登録	北九州SDGs登録制度の登録の有無	本市と契約を締結する事業所が、北九州SDGs登録制度に登録している場合=0.5点
	㉑ 障害者・難病患者の雇用状況	障害者・難病患者の雇用の有無	次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点(※1) ① 労働者数40.0人以上の場合：障害者雇用率2.5%を超えるもの ② 労働者数40.0人未満の場合：障害者を1人以上雇用(※2) ③ 難病法に規定する指定難病の支給認定を受けた患者を1人以上雇用(※2)
	㉒ 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み	「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰の有無」 又は 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」 又は 「福岡県子育て応援宣言等の登録の有無」 又は 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」	次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点 ① 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰を受けている ② 次世代育成支援対策推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(くるみん等)を受けている ③ 常用雇用者数が100人以下で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである ④ 福岡県子育て応援宣言等、女性活躍への積極的な取り組みについて行動宣言が登録されている ⑤ 女性活躍推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(えるぼし等)を受けている ⑥ 常用雇用者数が100人以下で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである

※1 令和8年(2026年)7月から、労働者数37.5人、障害者雇用率2.7%に変更予定

※2 週所定労働時間が20時間以上の者の在籍期間が3か月以上のこと





評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
市の施策への協力 【★上限2点 最大4項目】	㉓ 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況	「協力雇用主としての雇用実績の有無」 又は 「暴力団から離脱した者の雇用状況の有無」	次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点 ① 協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用したことがあり、その在籍期間が3ヶ月以上である場合 ② 協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（暴追センター）に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労支援を行った暴力団離脱者を雇用したことがあり、その在籍期間が3ヶ月以上である場合
	㉔ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	児童養護施設等の卒業者雇用の有無	令和6(2024)年4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の卒業者を1人以上正規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合 =0.5点

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
市の施策への協力 【★上限2点 最大4項目】	②⑤ 環境負荷軽減	ISO14001、エコアクション 21(環境マネジメントシステム)等の認証取得の有無	本市と契約を締結する事業所が ① ISO14001 を取得している場合=0.5点 ② エコアクション 21 を取得している場合=0.5点 ③ 「エコドラ北九州プロジェクト」へ参加している場合=0.1点 ④ 北九州市脱炭素電力認定企業である場合=0.1点 ※重複して加点は行わない
	②⑥ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	北九州市消防団協力事業所の認定の有無	本市と契約を締結する事業所が、消防団協力事業所に認定されている場合=0.5点
	②⑦ その他北九州市の施策への協力 (この項目の評価については試行とし、 <u>毎年度見直し</u> を行う)	「北九州市自治会活動応援事業者表彰の有無」 又は 「北九州 DX 大賞の表彰の有無や応募の有無」 又は 「北九州市公園応援団制度認定の有無」 又は 「こどもまん”なかま”登録の有無」	① 本市と契約を締結する事業所が、北九州市自治会活動応援事業者表彰をされている場合=0.5点 ② 北九州 DX 大賞において表彰を受けた場合=0.5点 北九州 DX 大賞に応募した場合=0.1点 ③ 北九州市公園応援団制度認定企業である場合=0.1点 ④ こどもまん”なかま”登録企業である場合=0.1点 ※重複して加点は行わない

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
その他	㉘ 総合評価落札方式の受注件数	北九州市発注の総合評価落札方式による受注の有無	当該年度に総合評価落札方式による受注件数(※1)が 0件の場合=2点 1件の場合=1点
	㉙ 減点項目(指名停止等による減点)	北九州市から「指名停止」、「文書警告」の措置を受けた場合に減点	本工事の公告日が次の期間に該当する場合に減点 ① 指名停止期間に「指名停止期間と同期間」を加えた期間内にある場合 = 1点減点 ② 文書警告の警告日から2か月の期間内にある場合 = 0.5点減点 (※2の「対象事例」参照)

※1 受注の年度は開札日が属する年度とする。議会案件の場合は、仮契約日が属する年度を受注の年度とする。

※2 対象事例(指名停止等による減点)

期 間		公告日		
指名停止	事例1	減点対象 (1点減点)	指名停止1ヶ月 	指名停止と同期間 1ヶ月
	事例2	減点対象外 ※ 公告日以降の指名停止は対象外	指名停止 2ヶ月 	指名停止と同期間 2ヶ月
文書警告	事例3	減点対象 (0.5点減点)		文書警告日から 2ヶ月
	事例4	減点対象外 ※ 公告日以降の文書警告は対象外		文書警告日から 2ヶ月

6 入札公告（落札者決定基準の公表）

総合評価落札方式の入札の場合、入札書のほかに、工事ごとに設定される落札者決定基準（評価タイプ・評価項目・評価基準等）の内容に応じて「技術資料」の提出が必要になります。

このため、総合評価落札方式の入札公告時には、この落札者決定基準を公表し、通常の「入札説明書」に加えて、総合評価落札方式の評価に必要な資料を提示します。

これらの資料については、「北九州市技術監理局契約部ホームページ」をご確認ください。

【提示される資料】

- ① 「公告」
- ② 「入札説明書」
- ③ 「『工事名』に係る技術資料の提出について」

■ ①、②、③の掲載

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」

⇒ 「入札・契約情報」

⇒ 「入札情報公開サービスシステム」へ

- ④ 「技術資料」提出様式

■ ④の掲載

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」

⇒ 「設計図書」

⇒ 「北九州市設計図書配布システム」へ

（仕様書等の掲載先と同じです）

※ 【北九州市技術監理局契約部ホームページ】

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

※ 技術資料作成に必要な資料（様式）に関しては、必ず工事ごとにダウンロードし、使用してください。

7 技術資料の作成と提出

技術資料の作成と提出にあたっては、入札公告時に提示する「入札説明書」や「技術資料の提出について」を参照するとともに、下記の留意点に十分注意してください。

【作成時の留意点】

- ① 工事ごとに設定される「評価項目」と「配点」、「評価基準」「評価対象」「添付資料」等については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料は、必ず指定された様式を使用してください。
※ 工事ごとにダウンロードした様式に必要な事項を電子入力し、データを入力した様式を印刷して技術資料に綴じてください。
- ③ 添付資料の不備により評価対象の要件が確認出来ない場合や、留意点に記載している事項を遵守していない場合は、評価の対象外となることがあるため十分注意してください。
- ④ 技術監理局技術支援課発行の「技術資料の得点表」を添付することで、該当する項目で必要とされる添付資料を省略することができます。
※ 「技術資料の得点表」は、当該年度初めて入札に参加された工事や評価内容に変更が生じた工事の開札日以降に送付します。当該年度内に同類の工種で工事が発注される可能性がない場合は発行しません。有効期限が切れた項目については、改めて該当する部分の資料を添付してください。（こちらから期限切れの連絡はしません）

【提出時の留意点】

- ① 「提出期間」や「提出方法」については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料の提出は、所定の提出期間内に技術監理局技術部技術支援課まで持参又は郵送してください。
郵送は簡易書留等配達状況が確認できる方法で、提出期間内に到着するようお送りください。到着をもって提出としますが、到着前に持参した場合は、持参分を有効とし、郵送分は開封しません。
- ③ 技術資料の持参受付時には、技術資料の提出枚数の確認のみ行いません。記入漏れや資料の添付漏れについての確認は行いません。
- ④ 技術資料提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めないため、記入漏れ等がないよう、よく確認して提出してください。
- ⑤ 提出期間を過ぎて技術資料を提出した場合(郵送は到着した場合)は、入札無効となります。
- ⑥ 技術資料はダブルクリップで留めてください。

8 技術資料の審査と技術評価点の決定

入札参加者から提出された技術資料は、評価基準に基づいて採点を行い、技術資料の「技術評価点案」を算出します。

算出した「技術評価点案」は、「北九州市建設工事等技術評価委員会」（以下、「技術評価委員会」）において審査を行い、入札参加者の「技術評価点」を決定します。

9 評価値の算出

(1) 評価値の算出方法

開札後、入札参加者の「入札価格」と技術評価委員会で審査・決定した「技術評価点」から、入札参加者の「評価値」を算出します。

「評価値」の算出にあたっては、「除算方式」を採用しています。

【簡易型・標準型の場合】

① 入札価格が『基準価格』以上の場合

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

② 入札価格が『基準価格』未満の場合

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格} + (\text{基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$$

※ 『基準価格』は、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格と同じ算定方法

技術評価点：標準点と加算点の和
標準点　　：100点
加算点　　：評価項目ごとの得点数の合計
評価値は小数点第5位以下を切捨て

【WTO 型の場合】

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

※ 入札価格が『低入札基準価格』を下回った場合は、低入札価格調査を実施

技術評価点：標準点と加算点の和
標準点　　：100点
加算点　　：評価項目ごとの得点数の合計
評価値は小数点第5位以下を切捨て

(2) 評価値の算出例（標準型・簡易型の場合）

基準価格9,000万円、技術評価点110点の場合、入札価格による評価値の算出例は、次のとおりです。

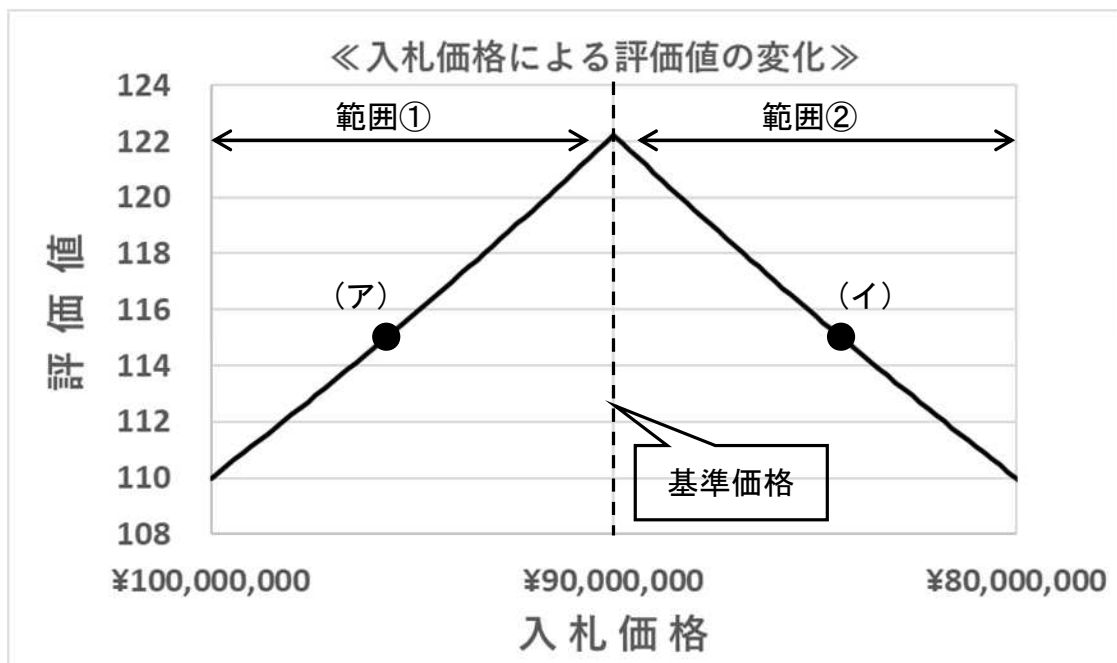
範囲①(基準価格以上)・・・入札価格が下がるほど評価値が高くなり、
入札価格＝基準価格の時に評価値は最高となる。

入札価格が(ア) 9,500万円の場合、次のように算出します。

$$\begin{aligned} \text{(ア) 評価値} &= \frac{110(\text{点})}{95,000,000} \times 100,000,000 \\ &= 115.7894 \end{aligned}$$

範囲②(基準価格未満)・・・入札価格が下がるほど評価値が低くなる。
入札価格が(イ) 8,500万円の場合、次のように算出します。

$$\begin{aligned} \text{(イ) 評価値} &= \frac{110(\text{点})}{90,000,000 + (90,000,000 - 85,000,000)} \times 100,000,000 \\ &= 115.7894 \end{aligned}$$



10 落札者の決定・公表

(1) 落札者の決定

総合評価落札方式による落札者については、入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した企業のうち、「評価値」が最も高い企業を落札者とします。

なお、評価値（小数点第5位以下を切捨て）の最も高い企業が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(2) 入札結果の公表

総合評価落札方式の入札結果については、技術監理局契約部のホームページに掲載します。

【公表する事項】

- ・「入札参加者名」
- ・入札参加者の「入札価格」、「技術評価点」、「評価値」

なお、技術資料を基に発注者が行った入札参加者の評価結果（評価項目ごとの得点数）については、自社分を個別に通知しますが、「北九州市情報公開条例」に基づき第三者に公表する場合があります。

※ 「技術評価点」の内訳に関する問い合わせは、技術監理局技術部技術支援課までご連絡ください。

11 配置予定技術者を配置できない場合

(1) 基本事項

配置予定技術者が確定していない場合は、複数の配置予定技術者を記載することができます。ただし、合計点が最も低い技術者を評価します。

(2) 配置予定技術者を配置できない場合の手続き

入札参加者は、技術資料に記載した配置予定技術者を、やむを得ない事情により当該工事に配置できなくなった場合には、技術監理局契約部契約課に届出を行う必要があります。

届出に際しては、事前に連絡したうえで「配置予定技術者状況届」を、開札日の前日までに持参してください。

この場合、当該工事の入札参加資格を失い、入札は無効となります。

(3) 届出を行わず落札者となった場合

技術資料に記載の配置予定技術者が当該工事に配置されないことは、技術資料で評価した内容を満足しないため、市は契約を締結しない、もしくは契約を解除することがあります。

また、この届出を行わなかったことで、市は「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」に基づく指名停止等の措置を講じることがあります。

12 技術提案の履行確認

(1) 評価項目の履行義務について

技術提案等で評価された項目については、契約後、受注者と発注者の双方で確認し合い、受注者は、履行義務事項として、施工計画書に反映するとともに確実に履行しなければなりません。

また、履行状況については発注者が検査を行います。

なお、履行確認については、受注者が発注者に適切な確認（管理）方法を提案し、双方協議して決定した上で、受注者が確実に管理するとともに、発注者の検査に備え、履行状況が確認できる資料を作成することとなります。

(2) 評価項目の不履行について

受注者が、評価された項目を履行しなかった場合、当該工事成績評定点から減点します。減点は、最大10点とします。

【不履行等の内容による減点】

減点となる事例		減点
① 若手技術者・女性技術者の配置の不履行	加点の要件を満たす技術者に変更した場合	なし
	離脱した場合（※1）	-5
	専任でないことが判明した場合	-5
	CORINS に未登録の場合	-5
② 配置技術者の不履行（主任（監理）技術者）	変更や途中交代を行った場合	-10
	真にやむを得ない理由で、変更や途中交代を行った場合	（※2）の計算式
③ 技術提案（評価項目）の不履行	監督員が口頭で改善指示を行った後、評価項目が履行された	なし
	監督員が文書で改善指示を行った後、評価項目が履行された	-5
	検査員による完成検査において、評価項目の不履行が認められた	-10
	事故発生時に評価項目の不履行が認められた	-10
④ 虚偽の申請	虚偽の申請を行ったことが判明した場合	-10

※1 真にやむを得ない理由の場合（例：傷病、死亡、自己都合退職等きわめて特殊な事情、災害等又はその他特別な事情がある場合）等はこの限りではない。この場合、証明書（例：医師の診断書）を提出し、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

※2 技術評価点において同等以上の者を配置できない場合

減点値=A - B （少数点以下第2位を四捨五入）

A：落札時に評価した技術者の技術評価点（評価項目⑧⑨）

B：後任の技術者の技術資料提出時点での技術評価点（評価項目⑧⑨）

13 技術提案内容の保護

入札参加者の技術提案の内容等については、提案内容が知的財産となる場合があることや、入札における競争性確保の観点から、提案内容が提案者以外の第三者に知られることのないように取り扱うものとし、公開することはありません。

ただし、技術資料に記載された内容について、その内容が一般的に使用されているものについては、提案者の了承を得ずに使用できるものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



【総合評価落札方式に関する問合せ】

北九州市 技術監理局 技術部 技術支援課

T E L : 093-582-3260

F A X : 093-592-0690